

岬町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

制定：令和8年4月23日

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対し、住居費及び引越費用の一部を補助するものとし、その補助については、岬町補助金等交付規則（平成5年岬町規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 結婚を機に新たに物件を購入、リフォーム又は賃借する際に要した費用のうち、物件の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料を対象とする。なお、リフォーム費用は住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用であること。ただし、倉庫、車庫に関する工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に関する工事費用については対象としない。また、物件を賃貸する場合で、勤務先から住宅手当が支給されているときは、当該住宅手当分を、また、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となるときは、当該支援対象部分を、夫婦の2親等内に入る親族が所有又は管理を行っているときは、賃料、敷金、礼金など賃貸契約に係る経費をそれぞれ除く。
- (3) 引越費用 引越業者又は運送業者への支払いその他引越に係る実費をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 下記により算出した世帯の所得が500万円未満であるもの
世帯の所得の算出方法は、所得証明書をもとに、令和7年分（5月31日までの申請については令和6年分）の夫婦の所得を合算した金額とする。ただし、下記に該当する場合は、それに記載する計算方法により算出した金額とする。
・貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合
所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額
- (2) 対象となる住居が岬町内にあり、かつ当該住居地に住民登録を有し、居住していること。
- (3) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）及びその配偶者の年齢が、婚姻届が受理された時点で39歳以下であること。
- (4) 次のいずれかを受講すること。ただし、動画での受講の場合は、役場窓口にて受講を行うこと。
 - ①プレコンセプションケアに関する講座

②医療機関への妊娠・出産に係る相談（医療機関のみでなく、保健師への相談も可。なお、市町村に勤務している保健師でも可）

③共家事・子育て講座

(5) 岬町以外の他の公的制度による住宅補助等を受けていないこと。

(6) 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。

(7) 本町が賦課する町税及び町税外収入金の滞納がないこと。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員若しくは岬町暴力団等の排除に関する条例（平成24年岬町条例第18号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払った住居費とリフォーム費及び引越費用を合わせた額を対象とし、1世帯当たり60万円を上限として予算の範囲内において交付する。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 申請者は、岬町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、本町の公簿により確認できるときは、該当書類の添付を省略することができる。

(1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）

(2) 所得証明書

(3) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類（借入れがある場合）

(4) 居住物件の売買契約書及び領収書の写し（物件購入の場合）

(5) リフォームの工事請負契約書及び領収書の写し（リフォームの場合）

(6) 居住物件の賃貸借契約書及び領収書の写し（物件賃借の場合）

(7) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（物件賃借の場合）

(8) 引越費用に係る領収書の写し

(9) 同意書（様式第3号）

(10) 誓約書（様式第4号）

(11) 診療明細（第3条4号について、②医療機関への妊娠・出産に係る相談を選択した場合）

(12) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、岬町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、補助することが適当でないとき、岬町結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による交付申請は、令和9年3月31日までに行わなければならない。

（申請事項の変更及び承認）

第6条 前条第2項により補助決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに岬町結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書（様式第7号）に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に

提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、岬町結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第8号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 補助対象者は、第5条第2項又は前条第2項の交付決定通知書を受けた場合は、速やかに岬町結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第9号）（以下「請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、補助対象者からの請求書の提出があったときは、確定払いにより補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第9条 補助対象者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（報告等）

第10条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日より適用する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、次に掲げる補助金に関する規定については、同日以降もなおその効力を有する。

- (1) 申請期限内に、この要綱の規定によりなされた補助金の手続き。
- (2) この要綱の失効後において補助金の返還等の必要が生じた場合の手続き。